

バイオマス産業都市募集要領

(令和8年度募集)

内閣府エネルギー・環境グループ
総務省地域政策課
文部科学省環境エネルギー課
農林水産省環境バイオマス政策課
経済産業省新エネルギー課
国土交通省環境政策課
環境省地球温暖化対策課

令和8年6月

バイオマス産業都市募集要領

1 趣旨

我が国は、農村部・都市部の各地域において、木質、食品廃棄物、下水汚泥、家畜排せつ物などの豊富なバイオマスを有しており、地域のバイオマスを活用した産業の創出と地域循環型の再生可能エネルギーの導入推進を図り、地域の雇用創出や活性化につなげていくことが重要な課題となっている。

こうした状況を踏まえ、平成 24 年 9 月に関係府省が共同でとりまとめたバイオマス事業化戦略において、原料生産の収集・運搬から製造・利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、バイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を推進することとされたところである。

このため、関係府省が共同でバイオマス産業都市の構築を目指す地域を選定し、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを連携して支援していくこととする。

※ 関係府省：内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

2 バイオマス産業都市のコンセプト

バイオマス産業都市とは、木質、食品廃棄物、下水汚泥、家畜排せつ物など地域のバイオマスの原料生産から収集・運搬、製造・利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型のエネルギーの強化により、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域をいう。

3 バイオマス産業都市構想の作成主体

バイオマス産業都市づくりには、一般に広く薄く存在するバイオマスの生産から収集・運搬、製造・利用までの経済性が確保された一貫システムの構築が必要となること等を勘案し、地域の実情に応じ、以下の主体が単独又は共同でバイオマス産業都市構想を作成し、応募するものとする。

- (1) 市町村（単独又は複数）
- (2) 市町村（単独又は複数）と当該市町村が属する都道府県の共同体
- (3) (1) 又は (2) と民間団体等（単独又は複数）との共同体

4 バイオマス産業都市構想の評価の視点

バイオマス産業都市の選定に当たっては、以下の視点を踏まえ、応募があったバイオマス産業都市構想の内容を総合的に評価する。

(1) 先導性

- ・ バイオマス産業都市が目指す将来像と目標を実現し、全国のモデルとなるような取組であるか。

(2) 実現可能性

- ・ 自治体・事業者等の地域の関係者の連携の下で経済性が確保された一貫システムの構築が見込まれるなど、地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型のエネルギーの強化の実現可能性が高いか。

(3) 地域波及効果

- ・ 地域のバイオマスの利用促進、地域循環型のエネルギーの強化、地域産業振興・雇用創出、温室効果ガス削減などの地域波及効果が高いか。

(4) 実施体制

- ・ 自治体・事業者等の地域の関係者の連携の下でバイオマス産業都市構想の具体化、評価等を適確に実施していくための実施体制ができているか。

5 バイオマス産業都市構想の内容

バイオマス産業都市構想には、4を踏まえ、以下の事項を記載することとする。

- ※ 地域の実情に応じ、目指すべき姿、取組内容、波及効果等をわかりやすく示すために、図表等を用いたり、複数の事項をまとめて記載すること等は可能。

また、構想の概要を表した資料（地域の目指すべき姿、活用するバイオマス、主要な取組内容が分かるイメージ図等、A4横1枚）を作成し、構想の提案書に添付すること。

(1) 地域の概要

- ・ 対象地域の範囲、経済的・社会的・地理的な地域の特色、作成主体等

(2) 地域のバイオマス利用の現状と課題

- ・ 地域のバイオマスの賦存量、利用率（量）等の現状と課題

- ※ 複数の市町村が共同で構想を作成する場合は、地域全体とあわせ構成市町村ごとのバイオマスの賦存量や利用率（量）等を記載。

(3) 目指すべき将来像と目標

- ・ バイオマス産業都市を目指す背景や理由
- ・ バイオマス産業都市として目指すべき将来像
- ・ バイオマス産業都市として達成すべき目標

- ※ バイオマス産業都市構想の期間は10年、目標年次は10年後とするが、地域の実情に応じ、

これに加え更に先の年次（20年後など）を記載することは可能。

※ 達成すべき目標は、目標年次における地域のバイオマス利用率（量）のほか、地域の実情や目指すべき将来像等に応じ、再生可能エネルギーの調達率（量）、関連産業の創出規模、温室効果ガス削減量等を記載。

（4）事業化プロジェクトの内容

- ・ バイオマス産業都市構想の期間内に具体化する予定の取組（事業化プロジェクト）の内容を、直近年度に具体化する取組、5年以内に具体化する取組、10年以内に具体化する取組の別がわかるように記載する。
- ・ 直近年度に具体化する取組については、事業内容や事業採算性などの詳細がわかるように記載する（事業概要、事業主体、計画区域、原料調達計画、施設整備計画、製品・エネルギー利用計画、事業費、年度別実施計画、事業収支計画（内部収益率（IRR）を含む。）、事業実施体制等）。
- ・ 5年以内及び10年以内に具体化する取組については、可能な限り具体的な内容がわかるように記載する（事業概要、事業主体、計画区域、事業全体フロー等）。
- ・ 電力の固定価格買取制度を活用する取組については、応募時点における電力会社との協議状況を簡潔に記載する。直近年度に具体化する取組については、少なくとも正式なアクセス協議（接続検討）を終えていること。

（5）地域波及効果

- ・ 地域の実情に応じ、（3）の目指すべき将来像や目標も踏まえつつ、バイオマス産業都市構想の具体化による地域波及効果を記載する（地域のバイオマス利用率（量）、再生可能エネルギーの調達率（量）、関連産業の創出規模、雇用創出の規模、温室効果ガス削減量、廃棄物再生利用率や処理費削減額など地域の実情に応じた波及効果を記載。）

（6）実施体制

- ・ 自治体・事業者等の地域の関係者の連携の下でバイオマス産業都市構想の具体化、評価等を実施していくための実施体制を記載する。

（7）フォローアップの方法

- ・ （3）の目標の達成状況等の評価や構想見直しの時期・方法等を記載する（原則5年後に中間評価を実施することとし、その実施年度を記載）。

（8）他の地域計画との有機的連携

- ・ バイオマス産業都市構想の作成に当たっては、バイオマス事業化戦略に留意するとともに、地域の実情に応じて、バイオマス活用、再生可能エネルギーの導入推進、温室効果ガス削減等の共通点を踏まえつつ、バイオマス活用推進基本法に基づく市町村・都道府県バイオマス活用推進計画、その他の計画（市町村が策定する計画であって、バイオマスの活用に関する記載のあるもの）との有機的な連携が図られるよう考慮する。

(9) 市町村バイオマス活用推進計画の策定

- ・ バイオマス産業都市構想の応募に当たっては、バイオマス活用推進基本法に基づく市町村バイオマス活用推進計画の策定を要件とする。
- ・ 応募の時点で同計画が策定されていない場合は、策定の予定時期や方針等を記した資料を応募書類に添付すること。
 - ※ 策定予定時期は、8に記載している構想の募集締切から起算して1年以内を目安とし、選定された構想を同計画に位置付ける場合であっても策定したものと見なすことができる。

6 バイオマス産業都市の選定プロセス

- (1) バイオマス産業都市構想の提案を募集し、地方農政局等及び事務局により整理を行う。
- (2) 有識者で構成するバイオマス産業都市選定委員会において、審査・ヒアリング等を行った上で選定推薦案を決定する。
 - ※ 選定委員会は、Web 会議または対面による審査・ヒアリング等を行うこととし、1地域当たり20分程度のヒアリング（説明10分、質疑応答10分）を予定している。各地域から、構想の概要を表した資料を基本に説明し、その後、委員との質疑応答を予定している。なお、選定委員会の日程や開催方式等の詳細については、募集期間終了後、事務局から連絡する。
- (3) 選定委員会の選定推薦案をもとに関係府省が共同で選定を行う。選定結果は公表するとともに、選定された地域に認定証を交付する。

7 支援体制

- ・ バイオマス産業都市構築の円滑な推進を図るため、バイオマス産業都市関係府省連絡会議を設置する。
- ・ バイオマス産業都市に選定された地域の構想の実現に向けて、バイオマス産業都市関係府省連絡会議を活用しながら、構想の内容に応じて、関係府省の施策の活用、各種制度・規制面での相談・助言などを含め、連携して支援を行う。なお、関係府省の施策の活用にあたっては、予算面の制約があることに加え別途当該施策を所管する府省の審査・採択が必要となることに注意すること。

8 募集期間・応募書類の提出方法

(1) 募集期間（令和8年度募集）

令和8年6月19日（金）～10月30日（金）

(2) 募集締切

令和8年10月30日（金）17:00 必着

※ 締切後の提出は原則認めない。なお、災害による被災等の事由から期限内の提出が困難である場合、提出先に相談すること。

(3) 提出方法

- ・ 応募書類については、バイオマス産業都市構想の提案書及び提案書に関連した参考資料（直近に具体化する事業化プロジェクトに係る事業実施主体の概要（会社概要、実務経験等）やバイオマス利活用の技術的根拠等の詳細な資料）を、原則電子メールで下記（4）に記載するアドレス宛てに送付すること。やむを得ない場合には、郵送、宅配便（バイク便を含む。）も可とするが、FAXによる提出は、受け付けない。
- ・ 件名を「提出日、市町村名、タイトル」（例：230731 ●● バイオマス産業都市構想）とし、本文に「電話番号」と「担当者名」を必ず記載すること。
- ・ 添付するファイルは圧縮せずに、1メール当たり7メガバイト以下とすること。
- ・ メール受信トラブル防止のため、メール送付後、下記（4）に記載する電話番号宛てに連絡すること。
- ・ 提案書及び参考資料は、それぞれPDFファイルで提出すること。参考資料は一覧を作成するとともに、連番を付し、提案書のどの項目に対応するものであるか明らかになるようにし、提案書の内容と関連性の薄い参考資料の添付はなるべく避けること。
- ・ 提出資料のうち、非公表扱いを希望する資料については、資料の「右肩」に「非公表資料」と記載すること（選定された地域におけるバイオマス産業都市構想については、選定後に公表することとする。原則として構想本体のみ公表し、参考資料は非公表とする）。

(4) 提出先・問合せ先

都道府県	提出先・問合せ先
北海道（※実施地域が北海道農政事務所の管轄区域にある作成主体）	北海道農政事務所 生産経営産業部 生産支援課 〒060-8646 札幌市中央区北2条西19-8 担当者名：岡田、宮澤、瀧澤 電話：011-330-8822 E-mail： baioyasu_810117@maff.go.jp
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県（※実施地域が東北農政局の管轄区域にある作成主体）	東北農政局 生産部 環境・技術課 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 担当者名：小岩、奥山 電話：022-221-6193 E-mail： biomass_sangyou02@maff.go.jp
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県（※実施地域が関東農政局の管轄区域にある作成主体）	関東農政局 生産部 環境・技術課 〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 担当者名：小林、岡、太田 電話：048-740-0158 E-mail： biomass_03_kanto@maff.go.jp
新潟県、富山県、石川県、福井県（※実施地域が北陸農政局の管轄区域にある作成主体）	北陸農政局 生産部 環境・技術課 〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60 担当者名：鈴木、村永 電話：076-232-4131 E-mail： hokuriku04_biomass@maff.go.jp
岐阜県、愛知県、三重県（※実施地域が東海農政局の管轄区域にある作成主体）	東海農政局 生産部 環境・技術課 〒460-8516 名古屋市中区三の丸2-6-2 担当者名：牛田、大脇 電話：052-746-1313 E-mail： tokai_saiene@maff.go.jp
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県（※実施地域が近畿農政局の管轄区域にある作成主体）	近畿農政局 生産部 環境・技術課 〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町 担当者名：瀧脇、黒川、久保 電話：075-414-9722 E-mail： biomass_kinki06@maff.go.jp
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県（※実施地域が中国四国農政局の管轄区域にある作成主体）	中国四国農政局 生産部 環境・技術課 〒700-8532 岡山市北区下石井1-4-1 担当者名：藤原、谷口 電話：086-230-4249 E-mail： biomass_chushi54@maff.go.jp
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県（※実施地域が九州農政局の管轄区域にある作成主体）	九州農政局 生産部 環境・技術課 〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2-10-1 担当者名：菊池、佐戸 電話：096-300-6028 E-mail： biomass_town-kyushu@maff.go.jp
沖縄県（※実施地域が内閣府沖縄総合事務局の管轄区域にある作成主体）	内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 食料産業課 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 担当者名：久場、森 電話：098-866-1673 E-mail： daisuke.kuba.i9h@ogb.cao.go.jp tomohide.mori.e7c@ogb.cao.go.jp

(5) 提出資料の取扱い

- ・ バイオマス産業都市として選定された場合、提出された資料（非公表扱いは除く。）は原則公表する。
- ・ 締切後の提出資料の修正、差し替え等は原則として認めない。ただし、バイオマス産業都市選定委員会から特段の意見がある場合にあってはこの限りでない。

(6) バイオマス産業都市関係府省連絡会議

担当課	電話
農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課 (事務局)	03-6738-6479
内閣府科学技術・イノベーション推進事務局 (総合戦略 G エネルギー環境担当)	03-6257-1329
総務省地域力創造グループ地域政策課	03-5253-5523
文部科学省研究開発局環境エネルギー課	03-6734-4143
経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課	03-3501-4031
国土交通省総合政策局環境政策課	03-5253-8691
環境省地球環境局地球温暖化対策課	03-5521-8249

9 その他

- (1) バイオマス産業都市構想の進捗状況の確認や変更等の手続に係る取扱いについては、別に定める「バイオマス産業都市構想取扱要領」によるものとする。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/biomass/b_sangyo_toshi/attach/pdf/b_sangyo_toshi-121.pdf

- (2) 応募書類の作成に当たっては、必要に応じて、農林水産省ホームページを参照されたい。

[バイオマス産業都市の取組]

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/biomass/b_sangyo_toshi/b_sangyo_toshi.html